

令和3年第1回四万十町議会臨時会

議案説明資料（追加）

令和3年2月16日

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
同意第 1 号	監査委員の選任について	1

■同意第1号 監査委員の選任について

【要旨】

議員のうちから選任された監査委員堀本伸一氏から令和3年2月16日をもって辞職したい旨の申出があり、これを承認したことに伴い、その後任として水間淳一氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

【選任しようとする者】

氏 名	水間 淳一 (みま じゅんいち)
住 所	四万十町大正北ノ川 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (74 歳)
履 歴 事 項	現四万十町議会議員

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（設置及び定数）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

（選任及び兼職禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～5 略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

（任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。